

広島市水道局規程第10号

令和8年3月31日

広島市水道局職員記章着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局職員記章着用規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員記章着用規程（昭和30年広島市水道局規程第2号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「13ミリメートル」を「12ミリメートル」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に、現に職員に貸与している記章は、当分の間、これを使用することができる。